

愛媛県地域防災計画

(地震災害対策編)

令和7年度修正

愛媛県防災会議

愛媛県地域防災計画

(地震災害対策編)

策定・修正履歴

昭和38年 8月	策定	平成12年10月	修正
昭和39年 9月	修正	平成18年 3月	修正
昭和43年 4月	修正	平成23年 1月	修正
昭和45年10月	修正	平成24年10月	修正
昭和46年11月	修正	平成26年 3月	修正
昭和47年11月	修正	平成26年11月	修正
昭和48年11月	修正	平成27年 8月	修正
昭和50年 1月	修正	平成29年 3月	修正
昭和54年 8月	修正	平成29年 9月	修正
昭和56年 9月	修正	令和 元年 6月	修正
昭和60年 2月	修正	令和 2年 2月	修正
昭和61年12月	修正	令和 3年 2月	修正
昭和63年 7月	修正	令和 4年 2月	修正
平成 8年 3月	修正	令和 5年 2月	修正
平成10年 2月	修正	令和 7年 1月	修正

愛媛県地域防災計画（地震災害対策編）目次

第1編 総論

第1章 計画の主旨	1
1－1－1 計画の目的	
1－1－2 計画の性格	
1－1－3 計画の構成	
1－1－4 基本方針	
1－1－5 国土強靭化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等	
第2章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	3
1－2－1 県	
1－2－2 市町	
1－2－3 関係機関	
1－2－4 県民・事業者	
第3章 地震発生の条件	10
1－3－1 地形・地質	
1－3－2 中央構造線断層帯	
1－3－3 南海トラフ	
1－3－4 安芸灘～伊予灘～豊後水道	
1－3－5 地震想定	
第4章 地震防災緊急事業五箇年計画	23
1－4－1 地震防災緊急事業五箇年計画	
第5章 えひめ震災対策アクションプラン	24
1－5－1 えひめ震災対策アクションプラン	

第2編 災害予防対策

第1章 地震災害予防対策の基本的考え方	25
2－1－1 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方	
第2章 防災思想・知識の普及	26
2－2－1 県の活動	
2－2－2 市町の活動	
2－2－3 関係機関の活動	
2－2－4 普及の際の留意点	
第3章 県民の防災対策	30
2－3－1 県民の果たすべき役割	
2－3－2 県、市町の活動	
第4章 自主防災組織の防災対策	32
2－4－1 自主防災組織の育成強化	
2－4－2 地域における自主防災組織の果たすべき役割	
2－4－3 県、市町の活動	
2－4－4 自主防災組織と消防団等の連携	
2－4－5 事業所等における自主防災活動	
2－4－6 地域における自主防災活動の推進	
第5章 事業者の防災対策	36
2－5－1 事業者の果たすべき役割	
2－5－2 県、市町の活動	
第6章 ボランティアの防災対策	38
2－6－1 県の活動	
2－6－2 市町の活動	
2－6－3 県警察の活動	
2－6－4 日本赤十字社愛媛県支部の活動	
2－6－5 ボランティアの果たすべき役割	
第7章 地震防災訓練の実施	40

2-7-1	県の活動	
2-7-2	市町の活動	
2-7-3	関係機関の活動	
2-7-4	「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用	
第8章 業務継続計画の策定		42
2-8-1	業務継続計画の概要	
2-8-2	県の業務継続計画	
2-8-3	市町の業務継続計画	
第9章 地震災害予防対策		43
2-9-1	火災予防	
2-9-2	消防力の充実強化	
2-9-3	消防水利の整備	
2-9-4	建築物等の耐震対策	
2-9-5	被災建築物等に対する安全対策	
2-9-6	都市防災不燃化促進対策	
第10章 水害予防対策		48
2-10-1	河川管理施設の整備	
2-10-2	消防力（水防）の強化	
第11章 地盤災害予防対策		49
2-11-1	地すべり等防止施設の整備	
2-11-2	山崩れ・崖崩れ防止対策の推進	
2-11-3	液状化対策の推進	
2-11-4	大規模盛土造成地マップの作成等	
第12章 孤立地区対策		52
2-12-1	県の活動	
2-12-2	市町の活動	
第13章 県民生活の確保対策		53
2-13-1	避難計画の作成	
2-13-2	食料及び生活必需品等の確保	
2-13-3	飲料水等の確保	
2-13-4	物資供給体制の整備	
2-13-5	医療救護体制の確保	
2-13-6	防疫・衛生活動の確保	
2-13-7	保健衛生活動体制の整備	
2-13-8	し尿処理体制の確保	
2-13-9	ごみ処理体制の確保	
2-13-10	災害廃棄物処理体制の整備	
第14章 要配慮者の支援対策		66
2-14-1	県の活動	
2-14-2	市町の活動	
2-14-3	社会福祉施設等管理者の活動	
第15章 広域的な応援体制の整備		68
2-15-1	全県的な消防相互応援体制の整備	
2-15-2	全県的な防災相互応援体制の整備	
2-15-3	他県との広域的な応援体制の整備	
2-15-4	緊急消防援助隊の編成	
2-15-5	警察災害派遣隊の編成	
2-15-6	広域防災拠点の整備	
2-15-7	受援計画の策定・運用	
第16章 情報通信システムの整備		71
2-16-1	情報収集・連絡体制の整備	
2-16-2	通信施設の整備	
2-16-3	防災情報システムの拡充整備	
2-16-4	航空消防防災システムの整備	
2-16-5	地震発生時の職員参集システムの整備	
2-16-6	放送施設	

第 17 章 ライフラインの耐震対策	74
2-17-1 水道施設	
2-17-2 下水道施設	
2-17-3 工業用水道施設	
2-17-4 電力施設	
2-17-5 ガス施設	
2-17-6 電信電話施設	
2-17-7 廃棄物処理施設	
第 18 章 公共土木施設等の耐震対策等	78
2-18-1 道路施設	
2-18-2 海岸保全施設	
2-18-3 河川管理施設	
2-18-4 砂防等施設	
2-18-5 治山等施設	
2-18-6 港湾・漁港施設	
2-18-7 空港施設	
2-18-8 鉄道施設	
2-18-9 農業用施設	
2-18-10 防災上重要な施設	
2-18-11 都市公園施設	
2-18-12 都市基盤施設	
2-18-13 文化財施設	
2-18-14 通信放送施設	
第 19 章 危険物施設等の耐震対策	84
2-19-1 危険物施設	
2-19-2 高圧ガス施設	
2-19-3 毒物・劇物貯蔵施設	
2-19-4 火薬類製造施設・貯蔵施設	
第 20 章 災害復旧・復興への備え	86
2-20-1 平常時からの備え	
2-20-2 複合災害への備え	
2-20-3 災害廃棄物の発生への対応	
2-20-4 各種データの整備保全	
2-20-5 地震保険の活用	
2-20-6 保険・共済の活用	
2-20-7 復興事前準備の実施	
2-20-8 復興対策の研究	

第 3 編 災害応急対策

第 1 章 防災関係機関の活動	88
3-1-1 県の活動	
3-1-2 市町の活動	
3-1-3 関係機関の活動	
3-1-4 実動組織間の調整	
第 2 章 情報活動	97
3-2-1 情報活動の強化	
3-2-2 災害情報等の収集連絡	
3-2-3 情報の収集	
3-2-4 情報の伝達	
3-2-5 報告及び要請事項の処理	
第 3 章 広報活動	105
3-3-1 県の活動	
3-3-2 市町の活動	
3-3-3 関係機関の活動	

3-3-4	県民が必要な情報を入手する方法	
3-3-5	広聴活動	
3-3-6	安否情報の提供	
第4章 避難活動		108
3-4-1	避難指示等	
3-4-2	避難の方法	
3-4-3	避難道路の確保	
3-4-4	指定避難所等の設置及び避難生活	
3-4-5	指定避難所等への市町職員等の配置	
3-4-6	指定避難所等における市町職員等の役割	
3-4-7	広域避難	
3-4-8	避難状況の報告	
第5章 緊急輸送活動		114
3-5-1	実施機関	
3-5-2	県の活動	
3-5-3	従事命令等による輸送の確保	
3-5-4	市町及び関係機関の活動	
第6章 交通応急対策活動		119
3-6-1	陸上交通	
3-6-2	海上交通	
第7章 災害拡大防止活動		123
3-7-1	消防活動	
3-7-2	水防活動	
3-7-3	人命救助活動	
3-7-4	学校における災害応急対策	
3-7-5	被災建築物及び被災宅地に対する応急危険度判定の実施	
3-7-6	帰宅困難者への対応	
第8章 災害救助法の適用		129
3-8-1	災害救助法の適用基準	
3-8-2	被災世帯の算定基準	
3-8-3	活動計画	
3-8-4	災害救助法の実施機関	
3-8-5	災害救助法による災害救助の方法、程度、期間	
第9章 地域への救援活動		132
3-9-1	物資の確保・供給	
3-9-2	飲料水の確保・供給	
3-9-3	燃料の確保	
3-9-4	医療救護活動	
3-9-5	下水処理・し尿処理の実施	
3-9-6	生活系ごみ処理の実施	
3-9-7	災害廃棄物処理の実施	
3-9-8	防疫・衛生活動	
3-9-9	保健衛生活動	
3-9-10	死体の搜索及び措置	
3-9-11	災害時における動物（犬、猫等）の管理	
3-9-12	死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの処理	
3-9-13	応急仮設住宅の確保等	
第10章 応急教育活動		148
3-10-1	応急教育計画の作成	
3-10-2	高等学校及び中等教育学校（後期課程）生徒の災害応急対策への協力	
第11章 要配慮者に対する支援活動		150
3-11-1	県の活動	
3-11-2	市町の活動	
第12章 孤立地区に対する支援活動		151
3-12-1	県の活動	
3-12-2	市町の活動	

第 13 章 応援協力活動・ボランティア等への支援	152
3-13-1 行政機関の応援活動	
3-13-2 ボランティア等の支援活動	
3-13-3 自衛隊の活動	
3-13-4 海上保安庁の支援	
3-13-5 外国からの応援活動	
第 14 章 通信放送施設の確保	161
3-14-1 通信施設	
3-14-2 放送施設	
第 15 章 ライフラインの確保	162
3-15-1 <u>上下</u> 水道施設	
3-15-2 工業用水道施設	
3-15-3 電力施設	
3-15-4 ガス施設	
3-15-5 電信電話施設	
3-15-6 応急金融対策	
3-15-7 廃棄物処理施設	
第 16 章 公共土木施設等の確保	167
3-16-1 道路施設	
3-16-2 海岸保全施設	
3-16-3 河川管理施設	
3-16-4 砂防等施設	
3-16-5 治山等施設	
3-16-6 港湾施設	
3-16-7 漁港施設	
3-16-8 空港施設	
3-16-9 鉄道施設	
3-16-10 農業用施設	
3-16-11 災害応急対策の拠点となる重要な庁舎等	
3-16-12 情報システム	
3-16-13 都市公園施設	
第 17 章 危険物施設等の安全確保	170
3-17-1 危険物施設	
3-17-2 高圧ガス施設	
3-17-3 毒物・劇物貯蔵施設	
3-17-4 火薬類製造施設・貯蔵施設	
第 18 章 社会秩序維持活動	172
3-18-1 県の活動	
3-18-2 県警察の活動	
3-18-3 市町の活動	
第 19 章 南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等	174
3-19-1 南海トラフ地震に関する情報	
3-19-2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の災害応急対策	
3-19-3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の災害応急対策	
3-19-4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の災害応急対策	
3-19-5 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）発表時の災害応急対策	

第 4 編 災害復旧・復興対策

第 1 章 災害復旧対策	181
4-1-1 激甚災害の指定	
4-1-2 被災施設の復旧等	
4-1-3 都市の復興	
第 2 章 復興計画	184
4-2-1 復興計画の作成	

4-2-2 防災まちづくりを目指した復興

4-2-3 復興財源の確保

第3章 被災者の生活再建支援 187

4-3-1 要配慮者の支援

4-3-2 義援物資、義援金の受入れ及び配分

4-3-3 災害弔慰金等の支給

4-3-4 被災者の経済的再建支援

4-3-5 罹災証明書の交付

4-3-6 被災者の生活確保

4-3-7 生活再建支援策等の広報

4-3-8 中小企業を対象とした支援

4-3-9 農林漁業者を対象とした支援

4-3-10 地域経済の復興と発展のための支援